

平成24年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業
(ITシステム構築事業)
- 公募要領 -

1. 事業の目的

少子高齢化に伴う国内需要の減少、新興国の台頭、大企業の海外進出に伴う取引構造の変化、東日本大震災など、中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、これらの企業の経営支援ニーズも複雑化・高度化・専門化している。

例えば、新興国市場の獲得を狙った海外展開、内需減少の中での生き残りのための合理化・高付加価値化、新興国企業との競争に打ち勝つための技術力向上、親企業の海外進出に伴う自社ブランドでの新たな販路開拓、環境・安全面に配慮した品質維持など、経営課題は、多岐にわたり、かつ、いずれの課題も専門的な知識に裏付けされた解決が必要となる。こうした中、複雑化・高度化・専門化する経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制を再構築することが必要となっている。

上記を踏まえ、本事業において、意欲はあるものの「知識」が十分でない中小企業・小規模事業者・起業予定者等に対し、起業・成長・安定経営・事業承継の各段階で必要となる実践的で生きた「知識」を円滑に共有できる新たな仕組み（以下「ITシステム」という。）を構築し、上記経営支援体制の再構築を図る。

(1) ITシステムのコンセプト

中小企業・小規模事業者が専門家、支援機関、先輩経営者、他の中小企業・小規模事業者などの取引パートナーとオンライン上で簡単につながることができ、いつでもどこでも、気軽に経営相談や情報収集、データ管理をすることができる総合サイト。

コミュニティ形成・マッチング機能をベースとした企業向けポータルサイトであり、各利用者の関心に応じた情報をプッシュ型でポータル画面に表示するレコメンドサービスも提供する。

これにより、職場で勤務中はもちろん、外出時、退社後等いつでも閲覧できるようなシンプルでわかりやすいサイトを実現する。

(2) ITシステムの利用者

- ・ 中小企業・小規模事業者の経営者、その社員（起業・創業を予定する者を含む）（以下「小規模事業者等」という。）
- ・ 中小企業支援を行う専門家や支援機関職員（認定支援機関を含む）、先輩経営者等（経営者OB・OGを含む）（以下「専門家等」という。）

（3）ITシステムの目標

約3年後を目途に100万以上の小規模事業者等と、それを支援する1万以上の専門家等が参加し、日々数回程度、利用されることを目標とする。

2. 事業の基本方針

本事業では、以下に示す「平成24年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（ITシステム構築事業）の基本方針」（以下「基本方針」という。）に従って、ITシステムを開発し、小規模事業者等向けの各種サービスの普及・啓発活動を行う。

ITシステムは、大きく以下の2つの機能で構成される：

- ① サービス搭載基盤：利用者の登録、アカウント情報の管理・認証、各サービスアプリケーションの管理・統一的運用（サービス間相互運用）、ポータルサイト機能、課金機能等の共通機能を提供する。
- ② サービスアプリケーション：サービス搭載基盤の機能を利用し、利用者に対して実際のサービスを提供する。

（1）開発を進める際の基本姿勢

民間の有能なアプリケーション、サービスの積極的な活用を基本とし、本サイト上において、国主導で構築するアプリケーションとの有機的な連携を図るよう、トータルデザインを行う。

一度構築した後、硬直的な運営がなされないよう、まずは基本的な機能でサービスインして、利用者の声をもとに、柔軟性の高い開発（アジャイル型開発）を進める。具体的には、ビジネス支援情報提供・申請受付窓口機能やコミュニティ形成・マッチング機能から順次サービスインし、その他の機能を追加的にサービスインしていく。この際、当初から利用開始するサービス・機能についても、順次、拡充していく。

（2）ITシステムが提供する機能

本事業では、以下の4つの基本機能を提供するサービスアプリケーションを搭載する。なお、これら機能に加え、国の費用負担を伴わない自主的なサービスアプリケーションの搭載もできるようにする。また、サービス搭載基

盤上での開発だけでなく、すでにある SaaS サービスとの連携なども検討すること。

(i) ビジネス支援情報提供・申請受付窓口機能

- 国・自治体による小規模事業者等への支援メニューの総合窓口として、国・自治体の補助金など支援情報※や、ビジネスに役立つ情報（例：国がまとめる各種報告書、化学物質総合情報提供サービス・事故情報データベース、海外マーケットや制度に関する情報、事業承継に関する支援情報等）の情報を収集・整理し、一元的に閲覧できるようにする。※独立行政法人中小企業基盤整備機構や国が持つ政策情報については、本事業の受託者に対して提供するよう便宜を図る。
- また、利用者が事前に自社の業種・住所や関心事項等を登録している場合、それら登録情報に対応し、各利用者のポータル画面において関連するビジネス支援情報を自動的に選別して表示するレコメンドサービスを実装する。

(ii) コミュニティ形成、マッチング機能

- 小規模事業者等が専門家等に対してオンライン上で経営に関して相談したり、小規模事業者等を含む IT システムの利用者がオンライン上で自由に情報交換ができる機能を提供する。なお、投稿された質問・意見を蓄積し、質問投稿者以外でも自由に閲覧できる形を基本とする。
- 平成 25 年度当初予算事業である中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（専門家派遣事業）¹と連携し、専門家（認定経営革新等支援機関²又は当該機関の職員を含む。）の管理機能や派遣申請受付・状況管理機能を搭載する。
- 新規創業予定者、若手経営者、女性経営者などのカテゴリーごと、業種ごと、地域ごとなどの単位で、コミュニティを形成できる機能を提供する。この際、関係者のみに限定して閲覧できるクローズなコミュニティの形成も行い得るものとし、10 万を超えるコミュニティの形成も可能なものとする。
- また、利用者が事前に登録する自社の業種・住所や関心事項等の情報に対応し、各利用者のポータル画面において関連する Q&A や意見、おすすめのコミュニティなどを自動的に選別して表示するレコメンドサービスを実装する。

¹中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（専門家派遣事業）は、平成 25 年度当初予算において計上する予定。当該事業は委託事業にて実施する予定であるところ、当該事業の受託者ともよく連携し、本機能を開発するものとする。

² 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条に規定。

※質問・相談に対する意見投稿が少ない場合も想定し、必要に応じて Q&A や意見交換の調整を行うファシリテーター機能（運営事務局が専用の人員を配置するなど）を設け、適切なコミュニティへ誘導するなどにより、Q&A や意見交換を円滑にする。

- 得意な支援分野や、自社の事業内容や技術情報など、利用者が事前登録した情報（公開情報の内容や公開範囲は各利用者がコントロールできるようにする）を閲覧できるようにし、そうした情報を元に、利用者が、専門家・先輩経営者、ビジネスパートナーとなりうる事業者の検索ができる機能を搭載する。
- 特に専門家等の支援者については、小規模事業者等が実際に受けた支援内容について評価した結果を集計し、個々の支援者の情報として閲覧できるようにする。なお、一面的な評価にならないように、複数の評価軸で点数をつけ、レーダチャート方式で表示するなど工夫し、点数だけではなく、具体的な感想コメントも掲載することで、より実態に即した評価情報が得られるようにする。また、中小企業・小規模事業者と専門家との相性が悪く、過度に低い評価を受けてしまった専門家が、中小企業支援の意欲を失わないよう、評価時点から一定期間経過した点数は集計から外していくなどの手立てを講じ得るものとする。

(iii) 業務連携支援機能

- IT システムを利用する小規模事業者等からのニーズを踏まえ、ユーザーが自由に選択・利用できるように、事業者間の業務連携等を支援するアプリケーションを搭載する。
- アプリケーションは、ダウンロード型ではなく、クラウド上で各ユーザーが利用できる形（SaaS）とする。

(搭載アプリケーションの例)

- 共同受発注システム
- BtoB、BtoC の e コマースシステム（下請企業の適正取引も支援）

(iv) 経営力強化支援機能

- 中小会計要領に準拠した財務管理システムを提供し、小規模事業者等が自社の財務データを簡単に入力できるようにする。既存の会計ソフトを活用したデータ入力が可能となるような仕組みを提供できる構造であること。
- 上記システムにより小規模事業者等が入力した財務情報を集約・統計処理し、各小規模事業者等の経営分析に活用する仕組みを用意する。

この際、小規模事業者等が利用するインセンティブが働くような仕組みを設ける。

※小規模事業者等の経営者だけでなく、会計士や税理士など支援者による代理操作も可能とする。

- 財務管理システムについては、一定の様式を定め、だれが入力しても結果的に一般化・平準化された様式の財務データが出るようにし、小規模事業者等の経営状況の比較分析性を確保する。

(3) システムアーキテクチャ

- クラウド・コンピューティングの活用により、低廉で可用性が高く、セキュリティ面で堅牢なシステムを構築する。
- API を活用することで、既存の優れたアプリケーションや、地域の民間ITベンダ等による様々なアプリケーションを搭載し、プラットフォーム内で統一されたユーザインターフェースの下で各アプリケーションを連動して利用することができる環境を実現する。
- 利用者の増加に適合できるよう、拡張性の高いシステムとする。
- マルチベンダで開発される前述の各アプリケーションの相互運用性を可能にする。

(4) ITシステムの運営に必要な共通機能

(i) 中小企業・小規模事業者全体が抱える経営課題分析のための機能

(2) に記述した各機能の利用状況を横断的・統計的に把握し、日本の中小企業・小規模事業者全体が抱える経営課題の抽出・分析を可能とする。

(ii) インターフェース

- サービス搭載基盤が提供するポータルサイト等の表示・操作部分については、どのような利用者にとっても、わかりやすく、使いやすいユーザインターフェースとする。将来的には、スマートフォンやタブレットPCによるタッチ操作にも容易に対応させ得るような基盤を整備する。

(iii) 登録・認証機能

- 利用者登録／アカウント情報管理方法については、サービス搭載基盤側で提供するものとし、利用者に関する登録情報の真正性に関するサービス提供者による確認を前提に、1度の会員登録（シングルサイン

オン) で各サービスが利用できる環境とする。

- 基本的に、企業・機関単位で個人を登録することとするが、個人事業主や創業・起業を予定する者については、個人単位での登録とする。
- 本サイトの利用にあたっては、利用するサービスごとに登録に必要な情報を分けることとし、階層的な認証機能を導入する。
- 具体的には、会員登録不要でページビュー可能な部分と、会員登録が必要な部分に分け、さらに、会員登録が必要な部分は、例えば、住所・連絡先等の簡単な個社情報の登録だけとする部分、機微な情報である財務データ・経営データまで登録を必要とする部分など、数段階の階層に分ける形とする。

(iv) 課金機能

- 開発当初は国からの委託費を開発・運営費に充てることで、基本的なサービスについては小規模事業者等へ無料で提供することを想定しているが、将来的に国の委託が終了後も自立的な事業運営が可能となるよう、課金システムの搭載について容易に機能追加が可能な基盤を整備する。
- 具体的には、小規模事業者等の利用者に課金し、サービス提供者やシステム基盤管理者等への支払いを代行する。

(v) セキュリティ、ガバナンス

- 企業情報や専門家の情報等、閲覧権限のない場で公開されることのないよう、また、企業の財務情報等の機微情報が漏えいすることのないよう、職員及びシステム自身の、堅牢性の高い情報管理能力を確保する。また、不正アクセスに備え、アクセスログを一定期間保管する。
- 荒らし行為やなりすまし等を防止するため、コミュニティなどにおけるルールをあらかじめ定める。また、ルールが適正に遵守されているかどうか、利用者による通報機能を設けること、定期的に、人為的な確認を行うこと等により、確認を行う。

(vi) 普及啓発・利用者サポート

- 本事業は、利用者数が一定以上にならないと十分な効果を期待できないことから、全都道府県での説明会開催や新聞広告、ウェブ広報など普及啓発の取り組みを積極的に展開する。
- 小規模事業者等の利用者、専門家等の利用者、その他、今後利用することを検討する者の問い合わせに対応できるような体制を整備する。

(例えば、オンラインマニュアルを搭載)

(vii) その他

例えば、ログイン回数や書き込み回数等に応じたポイント制を設けるなどにより、利用するインセンティブを高める仕組みを設ける。

3. 事業内容

2. の基本方針に沿って、小規模事業者等向けの各種サービスの提供のために、以下の事業を実施する。

(1) 事業運営

(i) プロジェクト管理

サービスアプリケーションの開発者、サービス搭載基盤の開発者を取りまとめ、本事業を円滑に進めるため、本事業全体にわたっての適切な情報管理・情報共有・スケジュール管理などのマネジメントを行う。

(ii) サイトの総合管理

上記のプロジェクト管理をもとに、サイトの利用者の目線に立ち、必要なニーズをくみ取り、サイトの企画・立案を行う。この際、本サイトの利用にあたっての利用規約等、横断的なルール策定を行い、遵守されるよう、適切な管理を図る。

(iii) 普及・啓発活動

本事業の理念・意義・活動内容等を広く周知し、本事業で提供するサービスを小規模事業者等、専門家等に広く普及するために、普及啓発活動を行う。この際、広く全国的な利用を促進するため、テレビ・新聞・インターネット等のメディアの利用に加えて、全国各地でのセミナーや説明会の開催等を積極的に行う。

(iv) サービス搭載基盤開発

2. に示した本事業の基本方針にしたがって、サービス搭載基盤の開発(既存ソフトウェアの改修を含む)を行う。ただし、1. (3) に記載のユーザ数目標を達成した場合に、耐えうる拡張性を確保する。

(2) サービスアプリケーション開発

2. に記述する本事業の基本方針に従って、必要なサービスアプリケーション

ョンを選択し、開発（既存アプリケーションの改修を含む）を行う。

ITシステムで提供する機能のうち、日常的に利用される基本的な機能である支援情報等の提供機能（レコメンドサービスを含む）、利用者間のコミュニケーションを支援する機能（SNS機能）、専門家等とのマッチング機能・専門家派遣申請機能、利用者情報を提供する機能（利用者が専門家の場合は、その専門家に対する評価情報を含む）については、あらかじめサービス搭載基盤と一体のものとして開発する。

その他の必要に応じて利用される機能（業務連携機能、経営力強化支援機能等）については、必要な共通機能等について、詳細を中小企業庁と十分協議の上、事業者の選定基準を策定し、各機能・サービスを開発を行うベンダーを公募し、開発を推進する。

開発事業者の選定にあたっては、公募手続きの透明性・公平性を確保するとともに、中小企業庁のホームページにも公募案件を掲載するなど、十分な周知を行うものとする。

（3）経営力強化につながるITを活用した仕組みの実証等

2. に示した本事業の基本方針にしたがって、中小企業・小規模事業者の経営強化につながるITを活用した仕組みについて、中小企業庁と十分協議の上、実証等を行う。

（4）推進協議会の運営事務等

上記事業を実施するにあたり、中小企業庁の指示の下、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（専門家派遣事業）の受託者、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理推進機構、中小企業団体等とも連携し、ITシステムの利用予定者を始めとした関係者から意見収集を行いながら進める。また、利用予定者の声を吸収し、それを事業に反映させることにより、事業の改善・推進を図るため、関係機関の代表者からなる推進協議会³運営の事務を行う。

（5）事業報告書の作成

（1）～（4）について、事業の成果を事業報告書としてとりまとめる。

なお、（2）のサービス開発における再公募も含め、事業の一部を再委託する場合は、すべて中小企業庁に事前に承認を得る必要があるが、すでに想定し

³ 小規模事業者等や専門家のユーザ代表者や、ITベンダー、中小企業団体等、公的機関等の関係機関の代表者が集まり、ITシステムの開発・運営に対して助言を行う。

ている再委託先がある場合は、その旨を提案書に記載することとする。

4. 応募要件

(1) 受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件が備わっている必要がある。

- ① 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結等できる団体であること。
- ② 当該事業の遂行に必要な関連知識、及び事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有し、十分責任ある立場のものが本事業の責任者となること。必要に応じて、それら必要な知識や能力等を有する外部の有為な人材を柔軟に採用できる、もしくは出向として受け入れることができる体制を有すること。
- ③ 複数の企業・団体等を取りまとめた本事業と同程度の規模のプロジェクトを遂行した経験を十分に有すること。
- ④ 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 外部専門組織を活用するための再委託・外注を円滑に遂行できるなど、国が委託をする上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること。
- ⑥ 本事業の目的、内容等について十分理解していること。
- ⑦ 複数者で共同提案するときは、全体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が提案書の提出をすること。
- ⑧ 一つの提案者が複数の提案を行わないこと。
- ⑨ 当庁から提示された委託契約書に合意すること。
- ⑩ 中立性⁴を確保できること。
- ⑪ 本事業の目的、内容等について十分理解していること。

(2) 提案範囲

提案範囲として、一部分についての提案は認めない。「3. 事業内容」に示された全ての項目を含むこと。

5. 審査方法等

(1) 審査方法

提案について以下の手順により審査を行い、採択案件を決定する。

⁴当該事業に参加する関係者から得た情報（サービスに関するアイデアや技術に関する情報等）を当該事業以外の事業に流用しない、あるいは外部に漏らさないこと。ただし、公表された情報についてはこの限りではない。

① プレゼンテーション（任意）

提案者は、提案内容について審査委員にプレゼンテーション（約10～20分程度を想定）を実施することができます。なお、プレゼンテーションは、最終審査において審査員が提案書を深く理解できるよう、提案者が任意で行うものであり、必須事項ではありません。プレゼンテーションの日時及び申し込みについては、「7. 応募要領」のとおり。

② 事前審査

提出された提案書について、4.（1）の要件が備わっているか事前審査を行う。また、必要に応じて個別にヒアリング審査や追加資料の提出を求めることがある。

③ 財務審査

提案者の財務状況の審査を実施する。必要に応じて財務審査に必要な追加資料の提出を求めることがある。

④ 最終審査

有識者の第三者からなる審査委員会において、提出された提案書、及び②③における審査の結果をもとに、審査を行う。

（2）審査基準

審査の基準は以下のとおり。

複数の提案があった場合は相対的な比較による審査を行う。

① 提案書の記載内容

- ・ 別紙「応募書類の記入要領」に示された項目について不足なく記載されているか。
- ・ 「3. 事業内容」に示された該当テーマの内容・要件を満たしているか。
- ・ 「4. 応募要件」を満たしているか。

② 目標・計画

- ・ 実施項目、実施手法が明確に示されているか。
- ・ 目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。
- ・ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われているか。提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されているか。
- ・ 提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。

③ 実施体制

- ・ 実施代表者は十分な管理能力及び相当程度の実績を有しているか。
- ・ 事業を行う上で、十分な人員及び設備等を有しているか、また、開発を推進するために効果的な実施体制となっているか。

※本公募は平成24年度補正予算事業であり、その後予算事業（平成25年度当初予算等）の採択まで行うものではありません。

6. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 採択件数

1件とする。

(3) 予算規模

上限14.8億円程度（消費税込み）を予定している。

(4) 実施期間

委託契約締結日から平成25年3月31日（日）までとする。

※ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができる。

(5) 成果物

成果物として、以下を中小企業庁へ納入すること。

- ① サービスの移植開発に係る技術仕様書2部及びCD-ROM等の電子媒体5部
- ② ITシステム全体に係る技術仕様書2部及びCD-ROM等の電子媒体5部
- ③ 普及啓発活動に係る資料一式（研修教材、マニュアル、ポスター、及びパンフレットなど）を2部及びCD-ROM等の電子媒体5部
- ④ 普及啓発活動に係るプロモーション用デモのCD-ROM等の電子媒体5部
- ⑤ 事業報告書2部及びCD-ROM等の電子媒体5部

(6) 費用の支払い

原則として、事業に要した経費は、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなる。

なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となる。また、支出額、支出内容が適切かどうかは委託費支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いが行えないこととなる。

7. 応募要領

(1) 公募説明会

日時：平成25年3月12日（火）15:00～16:00

場所：経済産業省別館1階105共用会議室

公募説明会への参加を希望する場合は、平成25年3月11日(月)12:00までに、下記「8. 問い合わせ・連絡先」まで連絡すること。連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「平成24年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(ITシステム構築事業)公募説明会出席登録」とし、本文に連絡担当窓口の方の「企業等名」、「出席者の氏名(ふりがな)」、「所属(部署名)」、「電話番号」、「FAX番号」、「e-mailアドレス」を明記すること。

なお、会場の都合により、説明会への参加は、公募への応募単位毎に2名までとする。(複数組織での共同応募を予定している場合は共同で応募する複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席とする。)説明会の会場等の変更がある場合は、登録した「e-mailアドレス」まで連絡することとする。

また、出席者多数の場合は説明会を複数に分け、時間調整の依頼をお願いすることがある。

(2) プレゼンテーション

日時：平成25年3月26日(火)10:00~12:00

場所：経済産業省本館2階西8共用会議室

プレゼンテーションへの参加を希望する場合は、平成25年3月22日(金)18:00までに応募書類を提出の上、下記「8. 問い合わせ・連絡先」まで連絡すること。連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「平成24年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(ITシステム構築事業)プレゼンテーション参加登録」とし、本文に連絡担当窓口の方の「企業等名」、「出席者の氏名(ふりがな)」、「所属(部署名)」、「電話番号」、「FAX番号」、「e-mailアドレス」を明記すること。

また、提案者は、プレゼンテーション資料を当日15部持ち込むこと。プレゼンテーションに必要な機器類(パソコン、プロジェクター等)については、事前に下記「8. 問い合わせ・連絡先」の担当と相談すること。

(3) 応募書類の受付期間

公募開始日 平成25年3月7日(木)

公募締切日 平成25年3月27日(水)18:00まで(必着)

(4) 応募書類の様式等

応募書類は様式に従って日本語で作成し、以下の必要部数 einen 封筒に

より提出すること。

応募書類の提出部数については、以下、①申請書（様式1）～④申請受理票（様式4）までをセットしたものを2部（内訳：各正本をセットしたもの1部と各副本（コピー）をセットしたもの1部）、⑤返信用封筒を提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「平成24年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（ITシステム構築事業）応募書類在中」と朱書きで明記すること。

- ① 申請書（様式1）＜正本1部、副本（写し）1部＞
- ② 提案書（様式2）＜正本1部、副本（写し）1部＞
- ③ 企業等概要表（様式3）及び過去3年分の財務諸表＜正本1部、副本（写し）1部＞
- ④ 申請受理票（様式4）＜正本1部、副本（写し）1部＞
- ⑤ 返信用封筒（定型・切手貼付）＜1枚＞

返信用封筒は定型とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（80円）を貼付すること。

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮するが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（5）応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅急便等により以下に提出すること。

提出先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

「平成24年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業担当」宛て

なお、持参、FAXによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、「応募書類の記入要領」を熟読の上、注意して記入すること。応募書類を投函後は念のため、書類を送付した旨を下記「8. 問い合わせ・連絡先」まで連絡し、書類の電子データ（PDFファイル）を送付すること。

なお、連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「平成24年度中小企業・

小規模事業者ビジネス創造等支援事業（IT システム構築事業）公募書類提出」とすること。その上で、本文に連絡担当窓口の方の「企業等名」、「氏名（ふりがな）」、「所属（部署名）」、「電話番号」、「FAX番号」、「e-mail アドレス」を明記すること。

（6）審査結果の通知

審査結果については、後日申請者に対して結果を通知する。通知方法については、申請者の提出書類に基づき、当課より電話、郵送、e-mail のいずれかにより行うものとする。

8. 問い合わせ・連絡先

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 有馬・柴田・乾
E-mail : shibata-kazuya@meti.go.jp、inui-shunsuke@meti.go.jp

お問い合わせは日本語により、e-mail でのみ受け付ける。電話での問い合わせは受け付けない。e-mail での問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成24年度中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（IT システム構築事業）公募問い合わせ」とすること。他の件名（題名）では問い合わせに回答できない場合がある。

【参考資料1】開発要件

1. データ通信時のセキュリティ確保

- ・ クライアントPCとデータセンタ間の通信はSSLを使用し、データの盗聴、改ざんを防止する
- ・ データセンタのデータベースへの格納時にデータを暗号化し、データの盗難、改ざんを防止する⁵

2. データセンタのセキュリティ確保

① データセンタのネットワークセキュリティ確保

- ・ 中小企業庁が指示する情報の管理及び処理については、日本国内に設置されたサーバを用いる。
- ・ サーバ構成は利用者にサービスを提供する公開層、利用者のデータを保存する業務層の2層とし、業務層をインターネットから隠蔽する
- ・ インターネットとサーバの間にファイアウォール（FW）を設置し、外部からの不正な攻撃等を防ぐ
- ・ 侵入検知システム（IDS）を設置し、FWでは防ぎきれない未知の攻撃等を検知する
- ・ ログ管理（不正アクセスの防止）

② データセンタのサーバセキュリティ確保

- ・ ウイルス検知ソフトを常駐し、定期的にアップデートすることでウイルスからの攻撃を防ぐ
- ・ 定期的にOSのアップデートを行い、脆弱性による攻撃等を防ぐ

③ データセンタのデータセキュリティ確保

- ・ データベースへの利用者のデータ登録時に暗号化を行い、格納データの盗聴、盗難、改ざんを防ぐ
- ・ 外部記憶媒体等にデータベースのバックアップを行い、サーバ障害等によるデータの消失を防ぐ（週次でフルバックアップ、日次で差分バックアップ）

④ データセンタの物理的セキュリティ確保

- ・ 建物への入館は社員証等のICカードによる認証を行う
- ・ サーバルームへの入室は事前の申請、およびデータセンタで貸与するICカードによる認証を行う
- ・ サーバラックは常時施錠し、鍵はデータセンタで管理する
- ・ 建物内部は監視カメラを設置し、不正侵入等を防ぐ

⁵ 財務・会計等の企業の基幹システムについては、必達であるが、グループウェア等の情報を扱うアプリの場合、個別の事情を勘案して、変更することが可能。

- ・ 有人による巡回監視を行い侵入や破壊等を防ぐ

3. データセンタの確保

- ・ 各サーバを2台以上で構成し、メンテナンスやサーバ故障等によるサービスの停止を防止する（なお、データに関しては、随時二重書き込みを実施）
- ・ ネットワークを二重化し、ネットワーク機器故障によるサービスの停止を防止する
- ・ データセンタに無停電電源装置（CVCF）を設置し、停電によるサービスの停止を防止する
- ・ サーバの稼働状況について、24時間365日、運転管理ソフトを用いた有人による監視を行う
- ・ 緊急時対応計画の策定

【参考資料2】 サービスレベルアグリーメント（SLA）

サービス時間	24時間365日（保守等計画停止を除く）
サービス稼働率（計画停止時間を除く）	99.9%
サポート時間	受付時間： （電話）9:00～17:00 土日祝日及び休業日を除く （メール）24時間365日受付
平均復旧時間	1時間
システム監視基準	30分毎の稼働確認（H/W、ネットワーク）
障害通知時間	15分以内
サービス提供状況の報告／間隔	月に1度、サービス稼働状況をホームページに公開
オンライン応答時間	平均応答時間3秒以内（データセンタ内）
バックアップの方法	週次でフルバックアップ。日次で差分バックアップ。
バックアップデータの保存期間	7年
データ消去の要件	サービス解約後1ヶ月以内にデータ及び保管媒体を破棄。
セキュリティ要件（公的認証取得の要件）	データセンタの事業者によるISMS認証取得、プライバシーマーク取得。 アプリベンダについても、ISMS認証およびプライバシーマークを取得することが望ましい。
セキュリティ要件（アプリケーションに関する第三者評価）	年1回、外部機関によりサービスの脆弱性に関する評価を受け指摘事項に対して対策を実施し、利用者に報告する。